**いじめ防止基本方針**

天草市立新和小学校

１　いじめ防止等の対策の基本的な方向

1. いじめ防止等の対策に関する基本理念

　　 いじめは，すべての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は，すべての児童が安心して学校生活を送り，様々な活動に安心して取り組むことが出来るよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなることを旨として行われなければならない。

　　　また，すべての児童がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめ防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

　　　加えて，いじめ防止等の対策は，いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，熊本県，天草市，新和小学校，新和中学校，家庭，地域その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

1. いじめの定義

　　　いじめ防止対策推進法によると「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

　　　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うのではなく，いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。

　　　この際，いじめは多様な様態があることに鑑み，法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努めることが必要である。いじめられていても，自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ，いじめはどの子どもにも起こりうるものであり，それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに，当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

　　　ただし，このことは，いじめられた児童の主観を確認する際に，行為が起こったときのいじめられた児童本人や周囲の状況等を，客観的に確認することを排除するものではない。

　　　なお，いじめの認知は，特定の教職員のみによることなく，校内に設置する「いじめ・不登校対策委員会」を活用して行う。

　　　「一定の人間関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級又は部活動の児童や，塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等，当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

　　　また，「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，いやなことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかは除かれるが，外見的にはけんかに見えることでも，いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

　　　なお，インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等，行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても，加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

　　　一方で，いじめられた児童の立場に立って，「いじめ」に当たると判断した場合にも，そのすべてが厳しい指導を要するものであるとは限らない。具体的には，好意から行った行為が，意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については，学校は，行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

　　　具体的ないじめの様態は以下のようなものが想定される

　　　◇冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，いやなことを言われる

　　　◇仲間はずれ，集団による無視をされる

　　　◇軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする

　　　◇ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする

　　　◇金品をたかられたり，金品を隠されたり，壊されたり，捨てられたりする

　　　◇嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする

　　　◇パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷やいやなことをされる　等

　　　こうした「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれうる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で，早期に警察に相談・通報し，警察と連携した対応をとることが必要である。

（3） いじめの理解

　　○　いじめの問題は，人権に関わる重大な問題であり，心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという，学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

　　○　「いじめは絶対許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識をもつことが大事である。

　　○　いじめは，どの学校でも，どの子どもにも，起こりうるものであり，生命又は身体に重大な危険を生じさせ，時として犯罪行為として取り扱われるべき事案も存在する。

　　○　いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い，集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにすることが必要である。

２　いじめ防止等のための組織「生徒指導推進委員会（いじめ・不登校対策）」の設置

(1)　構成員

　　①　校内委員

　　　　校長，教頭，教務主任，生徒指導主任（情報集約担当者），養護教諭，低・中・高学年担任代表

　　②　拡大委員

　　　　校内委員での対応が困難な場合や，校内委員以外の人材に関わってもらった方が有効

と判断される場合には，***以下の***人材に依頼し拡大委員として対応をお願いする。

***熊本県天草市教育事務所SC、同SSW、天草警察署生活安全課***

***天草子育て支援課、特別支援教育巡回相談員***

(2)　活動内容

　　①　いじめの防止に関すること

　　②　いじめの早期発見に関すること

　　③　いじめへの対応に関すること

　　④　いじめに関する研究・研修に関すること

(3)　開催時期

　　　定例委員会は，毎月第１月曜日　放課後

　　　いじめ事案発生時は臨時に開催

３　いじめ防止等に関する措置

1. いじめの防止

　　①　学校におけるいじめの防止

　　　　いじめは，どの学校でもどの児童でも起こり得ることから，全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして，全児童を対象に未然防止の取組を行うこととする。また，いじめ防止基本方針に基づく取組は，年間を通じて計画的に行うものとする。

　　②　居場所づくり

　　　　「居場所づくり」とは，学級や学校を児童の居場所になるようにしていくことである。そのためには，児童が安全に，安心して生活を送ることが出来ると感じられるような場として，学級や学校を作っていくことが必要である。

　　　　様々な危険から子どもを守るという安全な環境づくりは，最低限必要な居場所づくりであり，安心感を持たせる場作りのためには，全ての児童がのびのびと楽しく授業に参加できるようにしなければならない。基礎的な学力が身に付いていなかったり，教師の発問の意味を理解できなかったりする児童は不安な気持ちで授業に参加することになる。これを解消するには，児童の実態に応じて適切に計画された授業を構成すること，児童にとって分かりやすく主体的な学習を促す発問を工夫すること，児童の学習意欲を高める教材開発に努めること等「わかる授業づくり」に向けた教師の働きかけと指導力の向上が必要である。

　　　　また，間違った答えを言っても笑われたり叱られたりしない支持的な学級風土を作ることも大切なことである。さらに，学習を支える基本的な学習態度（学ぶ姿勢の保持，学習準備の習慣等）を低学年のうちから身に付けさせることも重要である。

このように，「居場所づくり」と日常的な「わかる授業づくり」は密接な関係があるものと捉え，未然防止の取組の重要な柱として位置付ける。

|  |
| --- |
| 「居場所づくり」  １　安全な環境づくり  （1） 施設設備の安全点検を毎月実施し，必要に応じて改善，または安全対策を講じる。  （2） 外来者の氏名及び用件の確認をする。必要に応じて外来者への声かけをする。  （3） 毎日定期的に校内巡回を行い，不審者侵入を未然に防止する。  （4） 教職員とともに，保護者・地域学校安全指導員等の協力を得て，児童の登下校の見守り，交通安全指導等を行う。  ２　安心できる環境づくり   1. わかる授業づくり   　　①　週指導計画案を活用して，計画的な指導を行う。  　　②　「習得」と「活用」を意識した単元計画，１単位時間の展開をする。  　　③　「めあて」と「まとめ」，「目標」と「評価基準」の整合性のある授業をする。  　　④　児童の具体的な姿で評価基準Ｂを設定する。  　　⑤　「めあて」と「まとめ」は毎時間しっかり板書する。  　　⑥　１単位時間や単元の終末には，目標の達成状況の評価を行い，必要に応じて補充指導を行う。  　　⑦　個々の児童の特性に配慮して，発問，指示，説明を工夫する。  　　⑧　児童の学習意欲を高めたり，理解を助けたりする教材・学習材づくりに取り組む。  （2） 学習規律づくり  　　①　学年に応じた「学習の構え」を日常指導し，身に付けさせる  　　②　姿勢を含め，学年に応じた話し方，聞き方を日常指導し，身に付けさせる。  　　③　友達の意見や考えを肯定的に受け止め，自分の考えと比べながらより良い考えに高めようとする態度を身に付けさせる。 |

　　③　絆づくり

　　　　「絆づくり」とは，児童自らが主体的に取り組む活動の中で，互いのことを認め合ったり，心のつながりを感じたりできるようにするということである。この活動には，縦割り班活動や「学級タイム」等が考えられるが，「絆づくり」をするのはあくまでも児童同士である。一方，「絆づくり」を促すための場づくりは教師が行うものであり，その働きは「絆づくり」にとって不可欠なことである。

|  |
| --- |
| 「絆づくり」  １　絆づくりの視点  　　各教科領域の特性に応じた「絆づくり」の視点を以下のように定め，絆づくりが出来る場を設定する。  ①思いやり　　②規範意識　　③相互承認　　④協働  ２　絆づくりの具体的な取組  　　昨年度，１の①～④の視点を各教科領域の年間指導計画に朱書（番号を入れる）しているので，絆づくりの場として効果的だったか見直しを行っていく。 |

④　教育活動全体をとおしたいじめ防止の具体的取組

　　　　全ての児童が参加し活躍できる授業の改善をはじめとして，学校の教育活動全体をとおして道徳教育や人権教育を充実させ，読書活動，体験活動等を推進することにより，児童の豊かな感性，道徳心や社会性を育むとともに自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの存在を尊重する態度など，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

　　　　また，教職員は，いじめ防止に関する研修を継続的に行い，いじめ防止に向けた取組を組織として行っていく。

（2） いじめの早期発見

　　①　いじめ調査等

　　　ア　新和小学校版「心のアンケート」・教育相談…校内人権旬間・月間に実施

　　　イ　天草市・熊本県「心のアンケート」…児童対象　６月・１２月・２月

　　　ウ　いじめ発見チェックリスト…保護者対象　天草市や熊本県「心のアンケート」に合わせて各家庭に配布し，情報収集すると共に，随時相談を受ける。

　　　エ　学美タイム（１４：００～１４：２５）の時間を活用し，教育相談の時間を設定し，

児童の状況を担任が把握，必要に応じて全職員で共通理解を図る。

　　②　いじめ相談体制

　　　ア　校内のいじめ相談窓口の設置…生徒指導主任（情報集約担当者）をいじめ相談窓口と定め，児童，保護者に周知する。

　　　イ　校外のいじめ相談窓口の周知…保護者には「電話相談窓口」を，児童には「携行できる相談窓口一覧」を配布し，周知する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談機関名 | 相談時間帯 | 電話番号 |
| 県 ２４時間子どもＳＯＳダイヤル | ２４時間 | 0120-0-78310 |
| 県 義務教育課内相談電話 | 月～金　8:30~17:15 | 096-333-2689 |
| 県 教育センター教育相談室 | 月～金　9:00~17:00 | 0968-44-6655 |
| 県 すこやかダイヤル | 月～金　9:00~17:00 | 0968-44-7445 |
| 県 熊本いのちの電話 | 年中無休　２４時間  毎月１０日　8:00~翌8:00 | 096-353-4343  0120-783-556 |
| 県 子どもの人権１１０番 | 月～金　8:30~17:15 | 0120-007-110 |
| 天草教育事務所学校支援アドバイザー | 火，木　9:00~16:00 | 0969-22-4127 |
| 市 学校教育課相談専用電話  　　ほっと・すぺーす | 月～金 | 0969-23-4991 |

（3） いじめへの対応

　　　いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，い

じめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者

への助言を継続的に行う。

　　①　いじめの情報の把握

　　　　いじめが疑われる言動を目撃，日記等から気になる言葉を発見，児童や保護者から

の訴え，「心のアンケート」等のいじめ調査・教育相談から発見，その他学校内外か

ら提供された情報等から実態把握を行う。

最初にいじめを認知した教職員→担任→生徒指導主任（情報集約担当者）→教頭・校長

　　②　いじめ対策委員会の招集

　　　ア　校内委員会で対応可能な場合

　　　イ　拡大委員会で対応したほうがよい場合

　　③　対応方針の決定と役割分担

　　　ア　情報の整理

　　　イ　対応方針

* 緊急度を確認。
* 「自殺」「暴行」等の危険度を確認。

　　　ウ　役割分担

* いじめられた児童への対応，いじめた児童への対応，周囲の児童からの事情聴

取と指導・助言担当。

* 保護者への対応担当。
* 関係機関への対応担当。

　　④　事実の確認と支援及び指導

　　　ア　いじめの状況について聴取する。

　　　イ　事実の聴取については，いじめられた児童→周囲の児童→いじめた児童の順に行う。

　　　ウ　複数の教員で確認しながら聴取を進め，情報提供者についての秘密を厳守する。

　　　エ　いじめた児童がいじめられた児童や情報提供者に圧力をかけることがないように

十分配慮する。

　　　オ　事実確認と支援及び指導は区別して行う。

　　　カ 事実確認をしたいじめの状況と支援及び指導の内容をファイルに保存しておく。

　　⑤　いじめられた児童の保護者には，指導方針及び指導の進捗状況を十分伝え，理解を

求める。

　　⑥　いじめられた児童，いじめた児童，周囲の児童への指導

　　　ア　いじめられた児童への対応

* 事実関係の聴取を行う際「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える

など，いじめられた児童の自尊感情を損なわないように留意する。

○ いじめられた児童の心理的な安定を図り，安心して話せる雰囲気を作る。また，

思いを丁寧に傾聴し，しっかりと受け止める。

○　いじめられた児童の個人情報の取り扱い等，プライバシーには十分留意して対応を

行っていく。

　　　　○　いじめられた児童や保護者に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝

　　　　　え，出来る限り不安を除去する。

* 事態の状況に応じて，複数の教員の協力の下，当該児童の見守りを行うなど，

　　　　　いじめられた児童の安全を確保する。

* いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家庭，地域の

　　　　　人等）と連携し，いじめられた児童に寄り添い，支える体制を作る。

* いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るよう，

必要に応じていじめた児童を別室において指導したり，状況に応じて出席停止の措置をとったりする。

* 状況に応じて心理や福祉等の専門家，警察関係者などの外部専門家の協力を得る。
* いじめられた児童との日記ノートの交換や面談等を定期的に行い，不安や悩み

の解消に努める。

* いじめられた児童が自己肯定感を回復できるよう，友人との関係づくりや活躍の

場をつくる等の支援を行う。

　　　イ　いじめた児童への指導と対応

　　　　○　いじめた児童から事実関係の聴取を行い，いじめられた児童や周囲の児童からの聴取結果と合わせて総合的に判断して，いじめがあったことが確認された場合，複数の教員が連携していじめをやめさせ，その再発を防止する措置をとる。

　　　　○　その際，必要に応じて心理や福祉等の専門家など，外部専門家の協力を得る。

　　　　○　いじめた児童が行った行為に対しては毅然と指導しながら，いじめを行った背

景にかかわることは出来るだけ傾聴して聞き出し，理解するように努める。

　　　　○　いじめられた児童の苦しみに気づかせ，自分がいじめたことの自覚を持たせる。また

自分はどうすべきだったのか，これからどうしていけばよいのか気づかせる。

　　　　○　日記ノートや面談等を通して教師との交流を続けながら，心理的変容の確認を

していく。

　　　　○　学習活動や学校生活の中でいじめた児童のよさを見出し，適切に評価すること

を通して自己肯定感を高め，新たな友達関係づくりへの意欲を持たせる。

　　　ウ　周囲の児童（傍観者的な立場の児童）への指導・対応

　　　　○　教師が，いじめを学級や学校等集団全体の問題としてとらえ，本気で取り組ん

でいる姿勢を示す。

　　　　○　いじめがあっていることを知らせることは，告げ口や卑怯な行為ではなく，つ

らい立場の人を救う行為であり，人権と命を守る行為であることを理解させる。

　　　　○　いじめられた児童は，傍観者的立場の児童をどのように感じていたかを考えさ

　　　　　せ，いじめがあっていることを知りながら放置することは，いじめに加担したこと

　　　　　と同じであることを受け止めさせる。

　　　　○　いじめられた児童の苦しみに寄り添わせ，これから自分はどうすべきなのか，

いじめを許さない集団づくりをどう進めていけばよいのかを考えさせる。

　　⑦　保護者との連携

　　　ア　いじめられた児童の保護者との連携

　　　　○　家庭訪問等により直接会って，迅速に保護者に事実を伝える。

　　　　○　保護者の思いや願いを傾聴し，しっかり受け止める。新和小学校のいじめ防止基本方針を説明し，徹底して児童を守り，支援していくことを伝える。また，具体的

対応について示し，理解を求める。

　　　　○　対応経過をこまめに伝えるとともに，いじめられた児童の家庭での様子等につ

いて情報提供を受ける。

　　　イ　いじめた児童の保護者との連携

　　　　○　事情聴取後迅速に当該児童の家庭を訪問し，事実を経過とともに伝え，事実に

対する保護者の理解を得る。また，いじめられた児童の状況を伝え，いじめの状

況を認識してもらう。

　　　　○　学校の取組方針を伝え，両方の児童をよりよく成長させたいと考えていることを理解してもらう。

　　　　○　以後の取組を学校と保護者が連携して適切に行えるよう，協力を求める。また

継続的な助言を行う。

⑧　関係機関との連携

　　　ア　天草市教育委員会との連携

　　　　　速報として事件の概要を伝える。教育委員会からの指導を受けながら，学校は危

機管理の観点から主体的に対応していく。段階を追って事故報告第一報，第二報…

として状況を報告する。

　　　イ　天草警察署との連携

　　　　　天草市教育委員会との合議の上，犯罪行為として取り扱われるべき事案については

天草警察署と連携して対応する。

　　⑨　情報提供

　　　　いじめの調査結果等について，いじめられた児童及びその保護者へ適切な情報提供を行う。

　　⑩　重大事態への対処

　　　ア　重大事態とは

　　　　(ｱ)　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害

が生じた疑いがあると認めるとき。

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを

余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

　　　イ　「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害

が生じた疑いがあると認めるとき」とは

　　　　　○　児童が自殺を企図した場合

　　　　　○　身体に重大な傷害を負った場合

　　　　　○　金品等に重大な被害を被った場合

　　　　　○　精神性の疾患を発症した場合

　　　ウ　「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余

儀なくされている疑いがあると認めるとき」とは

　　　　　「相当の期間」については，不登校の定義を踏まえ，年間３０日間を目安とする。

ただし，児童が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安に関わ

らず，校長の判断により，迅速に調査に着手する。

　　　エ　重大事態発生時の連絡体制

最初に重大事態を認知した教職員→教頭・校長→天草市教育委員会

　　　　　天草市教育委員会へはまず速報を電話等で報告し，段階を追って事故報告にて報告を上げる。また，天草市教育委員会と合議の上，必要に応じて警察へ通報する。

　　　オ　重大事態発生時の初動（主査）

　　　　○　いじめ対策委員会の招集（校長）

　　　　○　天草市教育委員会への報告と連携（教頭）

　　　　○　調査・事実の究明（生徒指導主任　その他いじめ対策委員会の役割分担による）

　　　　　　事実の聴取については，いじめられた児童　→　周囲の児童　→　いじめた児童

の順に行う。

　　　　○　警察への通報など関係機関との連携（教頭）

４　公表・点検・評価

（1） 新和小学校ホームページで新和小学校いじめ防止基本方針を公表する。

（2） 年度ごとにいじめ防止に関する取組を自己評価及び学校関係者評価において評価する。

（3） いじめ防止に関する取組の評価に基づき，新和小学校いじめ防止基本方針を毎年度末に見直す。